

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の設置・実施団体の募集に係る質問・回答一覧

No.	質問受付日	質問種別	質問	回答
1	2022/7/17	その他	<p>質問させていただきます。 以下の状況ですが 応募の可否についてお知らせください。</p> <p>① 室内施設ではなく 私有地内の園庭とテント下での活動場所で応募は可能ですか。 ② 園庭での開設を申請し 講座など着席の場合のみ近接の所有室内施設で開催する形式での応募は可能ですか 同じ町内 二地点は150メートル程度の距離 ③ 週3-4開催予定の場合 同施設で別曜日1-2日を 現行の遊び教室（母子分離 有料）として続行することは 禁止されていますか。可否を教えてください</p>	<p>①室内施設での実施を条件としております。ただし、実施施設に併設された園庭等を利用者に開放することは、安全が確保されている状態であれば可能です。詳しくは募集要項4の（2）をご参照ください。</p> <p>②①の回答を参照</p> <p>③週3日以上、日に5時間以上の開催であれば、開催日（時間）以外の日（時間）について施設の用途に制約はありません。したがって、ご質問の遊び教室を行っていただくことは可能です。</p>
2	2022/8/11	その他	<p>以下の件質問させていただきます よろしく願い申し上げます</p> <p>① 申請内容で 開設日を当初週3回で申請した後1-2年経過後に週5回に増やす変更は可能なことでしょうか。 ② 令和4年度というのは令和5年年3月末までの子ととらえてよいのでしょうか ③ 提出資料の令和4年5年の事業計画と申しますのは 実際の運営の具体的な内容などの記載でよいのでしょうか ④ 収支予算計画の中で 現在の自宅 を全面開設場所として活用する際 賃貸契約は発生しませんが使用料として経費計上してよいのですか （開設するにあたり賃貸で住居を移動する予定であります。全額ではありませんが開設場所の家賃相場の週3日分程度を計上）</p>	<p>①事業開始後に1週あたりの開設日を変更することは可能です。ただし、その場合、事前に市に申請し、承認を得る必要があります。 参考：西宮市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱第8条第3項</p> <p>②お見込のとおりです。</p> <p>③添付書類の「年間事業計画書（令和4～5年度分）」（任意書式）については、現時点で想定されている具体的な事業内容があれば記載してください。具体的なものがなければ、「未定」や抽象的な記載でも結構です。また、実際の事業内容がこの計画書と異なっても問題ありません。</p> <p>④補助の対象となる経費は、実際に支出したものに限られますので、収支予算書においても実際に支出する予定がある経費についてご記載ください。したがって、実際に賃料の支出がない場合は、収支予算書には計上しないでください。</p>